

**事業系一般廃棄物減量等計画書の見直しと
許可業者による家庭系ごみ収集について
(意見具申)**

平成18年(2006年)4月

箕面市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
Ⅰ．事業系ごみ減量の必要性	2
1．事業者の処理責任	
2．責任・役割と協働	
事業者	
市	
市民	
Ⅱ．現状と課題	4
1．事業系ごみの概要	
事業系ごみの定義	
事業系ごみ量の推移と内訳	
事業系ごみの処理フロー	
2．箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況	
事業系ごみの自己処理の指導	
ごみ減量リサイクルモデル事業所の指定	
多量排出事業者への減量指導	
紙類ごみの減量化支援	
オフィス町内会制度（事業者集団回収）の推進	
ごみにならない商品開発の推進	
エコショップ制度の普及・拡大	
生ごみリサイクルの指導	

植木ごみの資源化の研究

リサイクル施設設置指導

ごみ処理手数料の見直し

事業所ごみ減量・リサイクル推進のための条例等の改正

Ⅲ. 減量方策 8

- 1．事業所の行政指導体制の強化
- 2．減量指導の優先順位
- 3．減量計画書の対象事業所の見直し
- 4．減量計画書の取り扱い、様式の見直し

Ⅳ. 許可業者による家庭系ごみ収集について 11

- 1．現状
- 2．問題点
- 3．検討すべき事項

おわりに 13

資料 1 箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

資料 2 箕面市における事業系ごみの処理フロー

資料 3 諮問書

資料 4 審議経過

資料 5 委員名簿

はじめに

本審議会は平成5年(1993年)7月に設置され、同月「箕面市における今後の廃棄物行政のあり方について」の諮問に対し平成7年(1995年)7月に答申、平成7年(1995年)7月「箕面市における事業系廃棄物の減量等について」の諮問に対しては平成9年(1997年)3月に答申している。この両答申を受けて「箕面市ごみ処理基本計画」が平成10年(1998年)4月に策定されている。

また、平成12年(2000年)6月には「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対応について」の諮問を受け同年10月に答申、同年12月「箕面市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、翌年4月に施行された。

そして、平成13年(2001年)7月に諮問を受けた「ごみ減量資源化のための経済的手法導入のあり方」については、翌年8月に答申、これを受けて「箕面市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、平成15年(2003年)10月に「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」が施行された。これは「指定ごみ袋の無料配布制度の見直しとごみ処理の一部有料化」を中心とするもので、箕面市の家庭系ごみ処理の歴史における大きな転機となった。

本審議会は、「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方」について、2年以上にわたり合計11回を超える精力的な審議を重ねてきたが、緊急に解決した方がよい「事業系一般廃棄物減量等計画書の見直し」問題と、「許可業者による家庭系ごみ収集」問題については、答申とは別に意見具申することになった。

従って、答申を行う際には、今後の審議を経て「おわりに」に掲げた事項を盛り込むべきと考えるが、ここでは主に上記意見具申について述べるものとする。

Ⅰ．事業系ごみ減量の必要性

１．事業者の処理責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第３条第１項で「事業者の責務」として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

箕面市においては箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（以下「市条例」という。）第６条第１項で「事業者の責務」として、「事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされている。このように事業系一般廃棄物については、事業者による自己処理責任が原則である。

２．責任・役割と協働

事業者

国においては、循環型社会形成推進基本法のもとに近年次々と各種リサイクル関係法令が整備されてきている。たとえば、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第４条第２項において、「事業者等の責務」として「事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない」とされている。

市条例第５条第１項では、「事業者の責務」として「事業者は、廃棄物の発生を抑制し、資源物の分別の徹底を図り、その事業系廃棄物の資源化を行うこと等により、事業系廃棄物の減量等に努めなければならない」と規定している。

市条例第10条、第11条では「事業者が行う減量」として、「事業者は、その事業を行うに際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない」「事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の充実その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」「事業者は、その事業を行うに際して、原材料等の使用の合理化を行うとともに再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない」「事業者は、製品の容器及び包装の過剰な使用の抑制等の合理化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない」「事業者は、その事業を行うに際して、再び使用することが可能な容器及び包装の普及に努め、その容器及び包装の回収策を講ずる等により、容器及び包装の資源化の促進を図らなければならない」「事業者は、市民が製品の購入に際して、当該製品について適正な容器及び包装を選択できるよう努めるとともに、市民が容器及び包装を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない」と多くの規定がされている。

市

資源有効利用促進法第9条では「地方公共団体の責務」が「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない」と規定されている。

市条例第3条第3項では、「市の責務」として「市は、再生資源の集団回収その他廃棄物の減量等に係る市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない」、また同条例第8条第2項で「市長が行う減量」として「市長は、廃棄物の減量等の推進に関し、市民及び事業者との協働により必要な施策の実施に努めなければならない」とされている。

市民

市条例第7条第2項では「市民の責務」として、「市民は、製品を選択するに際しては、当該製品の内容、容器及び包装を勘案し、廃棄物の減量等並びに生活環境の保全に配慮した製品の選択及び利用に努めなければならない」、また同条第4項で「市民は、廃棄物の減量等に関し、市長が実施する施策に自ら積極的に協力しな

なければならない」などとされている。

Ⅱ．現状と課題

１．事業系ごみの概要

事業系ごみの定義

法的には産業廃棄物である廃プラスチックが事業系一般廃棄物として扱われているなど、事業系では産業廃棄物と一般廃棄物の区分が本市に限らず全国的にあいまいであるものの、市町村の管轄とされている一般廃棄物のうち、家庭系ごみを除いて、事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系ごみ」と呼んでいる。

箕面市では、事業系ごみはすべて、一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）による収集か、または自己搬入されており、市は収集していない。許可業者のみとしているのは法律に基づくもので、許可業者以外に収集・運搬を委託すると違法となる。許可がなければ事業所から環境クリーンセンターまで運べない。

事業系ごみ量の推移と内訳

箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳は、資料１に示したとおりである。

箕面市のごみ量は、平成14年度まで、家庭・事業系ごみ全体として横ばいが続いていた。平成15年度以降、家庭系ごみは一部有料化により平成14年度比で約15%減ったが、その一方、事業所の増加に伴い事業系ごみは増え続けている（特に事業系の自己搬入が増えている）。

事業系ごみが増えた主な理由としては、まず、かやの中央の大規模ショッピングモールのオープンによるものが顕著で、その次に、家庭系ごみに混入していたものが、家庭系ごみの一部有料化により、本来の事業系として適切に排出されるようになったことが推測される。

ただし、事業所ごとのごみ量把握については課題がある。

許可業者が許可を更新する際に提出する資料に記載された収集事業所数と実態との間には違いが見られ、この資料から市内の全事業所について正確なデータは把握できない。また、チェーン店等では、箕面市外に立地する本社で許可業者と契約するケースがあるため、市内の事業所が自ら排出しているごみ量を把握していない場合がある。

これらの問題を考慮し、事業所ごとのごみ量の調べ方を検討する必要がある。

事業系ごみの処理フロー

箕面市の事業系ごみの処理フローは、資料 2 に示したとおりである。

2．箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況

箕面市では現在、平成10年度に策定された「箕面市ごみ処理基本計画」（以下「市基本計画」という。）により各種施策を進めている。そのうち「事業系ごみ減量・リサイクル」についての進捗状況を市にヒアリングしたところ、下記のとおりである。

事業系ごみの自己処理の指導

* 事業系ごみは自己処理が原則であることから、店舗付き住宅等における事業系ごみと家庭系ごみの適正排出について指導を行ってきた。

* 家庭系ごみの一部有料化導入後、一定の効果が現れている。

ごみ減量リサイクルモデル事業所の指定

* 生ごみ処理機による堆肥化の実践や資源物の自主回収など、ごみの発生・排出抑制やリサイクル活動を積極的に推進している市内の事業所はあるが、ごみ減量リサイクルモデル事業所に指定するには至っておらず、その取り組みを紹介するなど市民や事業者へのPRが不十分である。

多量排出事業者への減量指導

- * 大規模小売店舗立地法（以下「大店法」という。）の対象事業所にごみ減量計画書の提出を義務づけ、廃棄物管理責任者の設置や具体的な減量化計画書等を提出させ排出抑制を指導してきたが、十分とは言えない。
- * 開発協議時にはすべての事業所に対して指導を行ってきた。

紙類ごみの減量化支援

- * 船場地区の一部事業所ではダンボール等の資源化に独自に取り組んできた。
- * 船場地区以外の事業所における紙類ごみの減量化支援のために、紙類使用抑制の具体的方法や、リサイクルの方法について情報提供を検討中。

オフィス町内会制度（事業者集団回収）の推進

- * 古紙回収システムである「みのお・紙リサイクルネット（箕面市内公共施設の紙ごみリサイクル）」を作り上げた。
- * 上記システムを参考に、商店街や船場地区などの業務地区を対象に「オフィス町内会」の組織づくりを検討中。

ごみにならない商品開発の推進

- * 現行条例に「事業者の責務」として盛り込んだ。
- * 製造・販売事業者等に対し、不用となった際に分解可能な素材・製品の開発・製造や再生資源材料の優先的利用を行うよう、国・府を通じて働きかけてきた。

エコショップ制度の普及・拡大

- * 一部の量販店・小売店をエコショップとして登録し、簡易包装の推進、買い物袋持参奨励、エコマーク商品の販売、紙パック・トレイ等の拠点回収を奨励してきたが、全体的には少ない状況にある。
- * 商業振興策と連携し、エコショップ制度の充実を検討中。

生ごみリサイクルの指導

- * 有機廃棄物資源化推進事業（保育所・小学校の給食残渣と公園・街路樹の剪定

枝による堆肥化の実証実験)を推進してきた。

* 西小学校では生ごみ処理機を使用し、堆肥化を行ってきた。

* 廃食用油の資源化については、市内43事業所と市立保育所7カ所で民間業者が回収し、バイオディーゼル燃料として再生し、市のごみ収集車5台に活用してきた。

* 生ごみを排出する事業所に対し、生ごみ処理機等による堆肥化等の指導を行ってきたが、機器が高額なため普及は少ない。

植木ごみの資源化の研究

* 公園の街路樹の剪定枝等の堆肥化を行ってきた。

* 大量に搬入される植木ごみ(落ち葉・剪定枝)について、堆肥化等の方策について調査・研究を行ってきた。

リサイクル施設設置指導

* 水と緑の健康都市の開発に際しては、資源物のストックヤードなどの施設を設置するよう協議を行ってきたが、開発者の事業規模縮小などにより設置には至らなかった。

ごみ処理手数料の見直し

* ごみ処理にかかる経費は年々増加しており、排出を抑制し再資源化を促進する方法として、現在、廃棄物減量等推進審議会に事業系一般廃棄物の減量等の方策のあり方について諮問中。

事業所ごみ減量・リサイクル推進のための条例等の改正

* 現在、廃棄物減量等推進審議会に事業系一般廃棄物の減量等の方策のあり方について諮問中。

Ⅲ．減量方策

１．事業所の行政指導体制の強化

廃棄物処理法第６条の２第５項において、「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる」とされているが、このように多量排出の事業所について、どこまで対象とするかは市町村に任されている。箕面市の場合、市基本計画で「１か月当たり５ｔ以上」排出する事業所を多量排出事業所としている。

ところが平成１６年度から始まった施策では、大店法にいう床面積１０００㎡以上の事業所を多量排出事業所として取り扱うこととしたため、以下のような問題が生じている。

５ｔ／月以上排出していると思われる事業所が除かれたり、床面積は該当するが５ｔ／月未満と思われる事業所が対象になったりする。

ごみ置き場について、家庭系ごみの場合は面積規定など建設基準（箕面市まちづくり推進条例施行規則による）があるが、事業所については開発協議時のぞいて分別収集などの指導は行われていない（大店法上での指導を除く）。

大店法の対象事業所（市内約２０店舗）については、市条例第１５条に基づき毎年「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出が義務づけられている。しかし、これに基づく減量指導は殆ど行われていないため、次のような問題が発生している。

減量等計画書を提出しない事業所、ごみ量を量らない事業所がある。

今年度、事業所の廃棄物管理責任者とのコミュニケーションを図るべく、本審議会でヒアリングを実施したが、一事業所のみの参加であった。

事業所指導については、名古屋市などは非常に厳しいが、関西は全般的に厳しいレベルには至っていない。それでも、大阪市は大規模事業所に年一回立入調査して

いるし、高槻市、豊中市などでは中小規模の事業所指導に力を入れている。

箕面市も多量排出事業所の減量指導体制を強化するため、事業所指導の担当職員を増やす必要がある。先進都市事例でもあるように、市民と接する機会の多い現業職員を指導体制に組み込むことも一考である。

また、箕面市は廃棄物減量等推進員（廃棄物処理法第5条の8に基づく）を未だ設置していないが、その役割を担えるごみに対する意識の高い市民は数多くいると思う。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案では、廃棄物減量等推進員よりも役割が重くなる「容器包装廃棄物排出抑制推進員」制度を第7条の2に加えることを予定しており、第2項第2号において「容器包装廃棄物の排出の状況及び排出を抑制するための取り組みに関する調査を行い、消費者に対し、その求めに応じ当該調査に基づく指導及び助言をする」役割が期待されている。

ごみ問題解決に積極的な市民をこの「推進員」に任命し、その人達と職員が一緒に地区や事業所の指導に行くのも、一つの方法である。

早急にこのような体制を整え、多量排出事業所には、最低年一回の立入調査や、豊中市が既に実施している事業所の廃棄物管理責任者向け研修会を実施できる体制を構築してもらいたい。

2．減量指導の優先順位

事業所の減量指導を行うにあたっては、優先順位をつけて実施することが現実的である。

箕面市の事業所には床面積が500～1,000㎡の規模が多く、すべてを指導対象とするには時間も労力も足りないので、まずは大規模店舗から取り組み、その減量ノウハウを中小規模の店舗に活かしていくことが効率的である。

さらに業種などによりポイントを絞り込むことにより指導対象を設定するのが効果的と考えられる。

3．減量計画書の対象事業所の見直し

廃棄物処理法第6条の2第5項に基づく減量計画書の提出義務のある事業者が大店法の対象事業所のみでは、ごみ減量の観点からは不十分である。

減量計画の提出義務は、大店法の対象事業所以外にも市長が定めれば拡大することができるので（市条例第15条）、これを拡大すべきである。箕面市の場合、市基本計画で「1か月当たり5t以上」と定めており、この基本方針に従い、対象事業所を選定するのが適当かと思われる。

市は2年に一度、一般廃棄物処理業の許可申請時に各事業所の排出量を報告させているので、これらの資料をベースに対象事業所を一次選定し、事業系一般廃棄物の実情に詳しい許可業者の意見を参考にして、該当事業所を公正に選考してもらいたい。

4．減量計画書の取り扱い、様式の見直し

箕面市が多量排出事業所とした事業所に提出を求めている「事業系一般廃棄物減量等計画書」の取り扱い及び様式には、以下の問題点があり事業者の企業姿勢、取り組みの実態、減量の効果等が必ずしも十分に把握できない。

計画書提出の締め切り日が徹底されておらず、提出しない事業所もある。

自己処理をした廃棄物の有無を把握できるようになっていない。

分別の品目と種類を規定していないため、書き方がまちまちである。

資源化した物の計量データを書くようになっていないため、減量効果が把握できない。

一般廃棄物と産業廃棄物と資源化可能物を区分けして記入するようになっていない。

店頭回収を実施しているか、またその回収量の記入欄がないため、箕面市の政策への協力度が把握できない。

これらの問題点を解決しつつ、減量計画書を充実し、市民、事業者、行政の協力

で、この減量計画書作成プロセスを P D C A (Plan -Do -Check -Act) サイクルに作り上げていくべきである。

IV. 許可業者による家庭系ごみ収集について

1. 現状

基本的に許可業者は、市からの委託を受けた地域を除き、家庭系ごみは取り扱わず、事業系ごみとの区別が図られてきた。

しかしながら昨今は、市内のマンション等の中に「いつでもごみが出せる」「毎日収集」を売り物にするところがあり、これらのマンション等では、マンション側からの依頼により許可業者が有料でごみの収集・運搬を行っている。

許可業者が家庭系ごみに対応するケースには、住民が収集頻度の増加や利便性を望んで許可業者に依頼しているこのようなマンション等のほかに、以下のような固有の事情がある場合もある。

ワンルーム・マンションなどでルールが守られないために散乱ごみが絶えず、カラスの被害に遭ったり、ごみ置き場に放火されたりする恐れがある場合

既存の狭あい道路に市の収集車が入れないため、公道に接する場所をごみ置き場とするよう指導しても、住民の了解が得られない場合

年末年始で、市の収集業務が休みの場合

引っ越しに伴うごみの臨時収集の際、申込者の希望日に合わない場合

現状では約15か所、分譲・賃貸を含めて約270世帯が許可業者による収集となっている。(なお、ごみの種別に応じて許可業者と市の収集が混在しているケースもある。)

2．問題点

～ のような例外的なケースはやむを得ないかも知れないが、毎日収集サービス売り物にするマンションが現れ、許可業者による家庭系ごみ収集サービスが拡大すると、以下のような問題が大きくなる恐れがある。

許可業者が収集しているマンションの家庭系ごみは、通常の家系ごみと違い指定袋を使用しなくても収集してもらえる。すると、家庭系の分別収集システムが崩れる恐れが増す。

収集頻度が多いとごみ量が増えるという傾向が見られる中、毎日収集システムが拡大すると、ごみ減量にはつながらなくなる。

一部マンションのみにこのサービスを認めていることは、当該マンションの住民が応分の負担をしているとはいえ、公平性に欠ける。

3．検討すべき事項

箕面市では、許可業者に委託して行うマンション等のごみ処理の手法をごみの自己処理の一つの方法と認識し、マンション管理者・所有者等が自らごみを環境クリーンセンターに搬入する作業を許可業者に委託していると捉えている。また、他市にも同様の事例があり、さらに大阪府に照会の上「問題ない」との回答を得ているとのことで、実施を禁止することはできないとしている。

しかしながら、「自己処理」とは、ごみの排出者またはマンション管理者・所有者等が自らごみを運搬して環境クリーンセンターに搬入するという行為を指し、家庭系ごみを許可業者に収集・運搬させることを自己処理の一手法と見るのは拡大解釈ではないかという疑問が、審議会では提起されている。

従って、家庭系ごみの許可業者による収集が法には抵触しないにしても、ごみ減量政策にとっての影響を検証しつつ、市として今後の対応を検討する必要がある。またその際、マンション住民のみならず一般市民にも選択可能とするかについても検討するべきであろう。

それに併せて、次の点についても議論を要する。

許可業者による収集であっても、
分別基準が守られるシステムを創るべきである。
ごみ減量への意識付けができる方策をとるべきである。

上記の検討すべき事項を踏まえ、箕面市は、ごみ収集から処理に至る一連の過程を管理するという視点から、家庭系ごみの許可業者収集に関して、何らかの明文化・ルール化を行う必要がある。またその際には、マンションの所有者又は管理組合が入居者のごみ排出に対する責務を実践できるシステムを確立するとともに、減量指導や分別の監視体制を作る必要がある。

これまで箕面市では、マンション所有者又は管理組合に入居者のごみ排出に対する責任を持たせる一方、制度を守らない入居者への対応として許可業者収集も認めて救済してきた。しかしながら指定袋の使用や分別のチェックなど、ごみ減量・分別の徹底の面で課題が出てきているのが現状である。したがって、マンションの所有者又は管理組合が責任を持って、入居者のごみ減量・分別の徹底を図ることができるよう具体的な対策を示せば、上記のような課題も、またそれに伴う不公平感も解消することが期待される。例えば、ごみ問題の解決に積極的な市民や、ごみ処理に詳しい事業者等による、減量・分別排出学習の機会を設けることなどが考えられる。

おわりに

以下は、本意見具申の他に今後の検討課題として考えているものである。

１．事業系ごみの処理手数料・減免について

事業系ごみの処理経費

条例上の収集運搬手数料

手数料減免の経過

近隣市との比較

手数料・減免見直しの進め方

2．提案・アイデア

エコショップ（モデル店舗）にメリットを

事業系ごみ減量に関するネットワーキング

事業所共同による資源化

事業系の指定ごみ袋制

資料1 箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

資料2 箕面市における事業系ごみの処理フロー

資料3 諮問書

資料4 審議経過

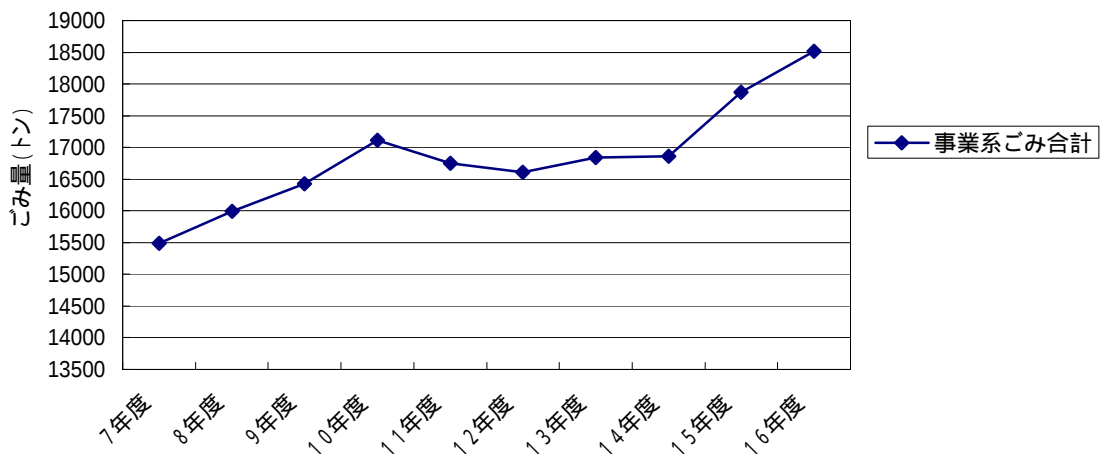
資料5 委員名簿

箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

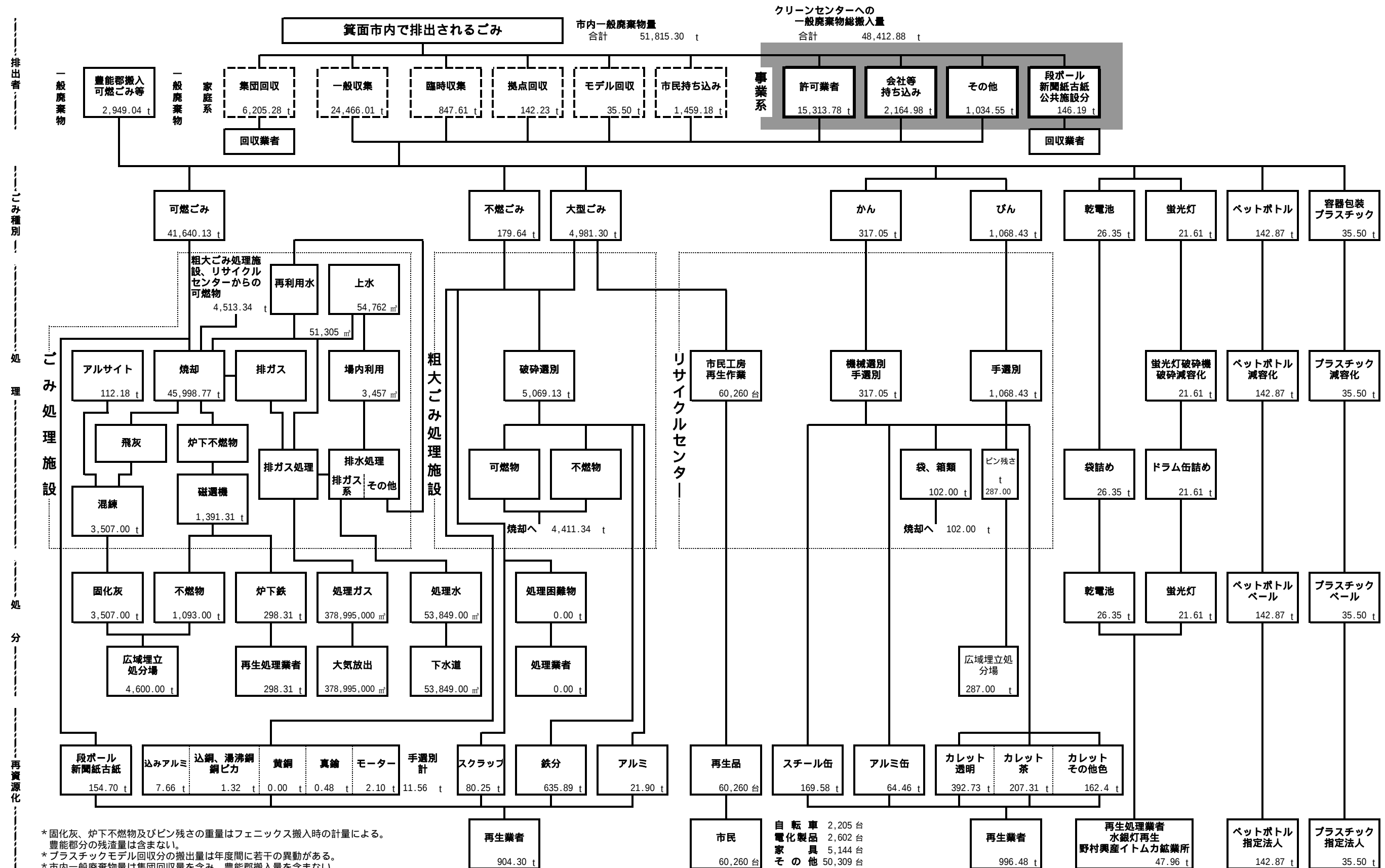
(単位:トン)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業系ごみ合計	15,484.33	15,995.86	16,427.82	17,108.64	16,748.95
燃えるごみ	14,621.15	15,071.17	15,485.42	15,801.29	15,412.15
大型ごみ	701.98	820.85	841.15	1,200.73	1,224.48
燃えないごみ					
かん	94.89	70.87	64.35	80.99	91.59
びん	66.28	32.97	36.65	25.58	20.66
乾電池	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
蛍光灯	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00
ペットボトル			0.20	0.05	0.07

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
事業系ごみ合計	16,605.02	16,844.29	16,859.13	17,868.42	18,513.31
燃えるごみ	15,156.35	14,797.05	14,828.94	15,701.09	16,303.02
大型ごみ	1,364.89	1,927.94	1,917.38	2,044.28	2,071.70
燃えないごみ				3.32	4.54
かん	58.98	69.90	64.86	62.10	46.65
びん	23.36	45.77	46.92	57.35	87.11
乾電池	0.00	0.48	0.00	0.02	0.00
蛍光灯	0.75	2.74	0.27	0.00	0.00
ペットボトル	0.69	0.41	0.76	0.26	0.29



箕面市における事業系ごみの処理フロー



- * 固化灰、炉下不燃物及びビン残さの重量はフェニックス搬入時の計量による。
豊能部分の残渣量は含まない。
- * プラスチックモデル回収分の搬出量は年度間に若干の異動がある。
- * 市内一般廃棄物量は集団回収量を含み、豊能郡搬入量を含まない。
- * クリーンセンターへの一般廃棄物総搬入量は豊能郡搬入量を含み、集団回収量を含まない。

箕 市 公 第 26 号
平成 16 年(2004 年) 7 月 12 日

箕面市廃棄物減量等推進審議会
会長 和田 安彦 様

箕面市長 梶 田 功

事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について (諮問)

箕面市廃棄物減量等推進審議会設置条例 (平成 9 年箕面市条例第 37 号) 第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「循環型社会における事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について、貴審議会の意見を求める。」

(諮問理由)

本市においては、貴審議会から平成 14 年 8 月に「ごみ減量資源化のための経済的手法導入のあり方について」の答申を受け、これまでの条例を全部改正した「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」を平成 15 年 10 月に施行し、指定ごみ袋の無料配布制度の変更と家庭廃棄物に対する一部有料制を導入しました。この新制度により家庭廃棄物の分別排出の徹底による資源化の促進と、排出量においては約 16% の減量を実現することができました。

一方、近年増加傾向にある事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条の規定により、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされていることから、これら事業系一般廃棄物の収集・運搬・処理については一般廃棄物処理業者が行い、市は一般廃棄物処理業者が環境クリーンセンターに搬入した事業系一般廃棄物を焼却処分しています。

今後、循環型社会を進めて行くに当たっては、より一層、廃棄物の排出を抑制し、資源の再使用や再生利用を進めて行かなくてはなりません。このような事業系一般廃棄物の収集・運搬・処理における箕面市の実情を踏まえ、循環型社会における事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものであります。

審 議 経 過

(回数は通し番号とした)

平成 15 年度

第 1 回 (平成 16 年 1 月 27 日)

会長、会長代理選出

学習会・フリートーク

ごみ処理基本計画の進捗状況、家庭ごみ有料化後の動きなど

第 2 回 (平成 16 年 3 月 17 日)

学習会・フリートーク

廃棄物の区分、持ち込みごみ手数料の他市との比較、先進都市事例など

委員の意見集約

例) エコショップ制度の見直し、事業者と消費者のネットワーク化

平成 16 年度

第 3 回 (平成 16 年 7 月 12 日)

諮問「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について」

学習会「大阪北生協のごみ減量の取り組みについて」講師・松井清武さん

買い物袋持参運動の効果、資源ごみの分別回収の取り組みなど

第 4 回 (平成 16 年 11 月 10 日)

市長との意見交換会

家庭ごみ有料化をめぐる、ごみ 50%減量の公約についてなど

第 5 回 (平成 17 年 2 月 9 日)

審議「事業系一般廃棄物の減量方策について」

事業系ごみの処理に関する法的根拠、事業者の自己処理責任について、

実際の処理費用を基にした手数料の算定、資源化ルートの整備案など

平成 17 年度

第 6 回 (平成 17 年 8 月 31 日)

会長、会長代理選出

審議「事業系一般廃棄物の減量方策について」

事務局から経過説明と質疑応答

部会 大規模小売店舗について (平成 17 年 9 月 12 日)
ヒアリング事項の検討

第 7 回 (平成 17 年 10 月 12 日)

審議「大規模小売店舗事業者に対するヒアリングについて」
事業系一般廃棄物減量計画書の詳細、大規模店舗へのアンケート調査に
ついて

第 8 回 (平成 17 年 11 月 30 日)

審議「大規模小売店舗事業者に対するヒアリングについて (補足)」
「箕面市の公共施設におけるごみ減量について」
箕面市地球環境保全行動計画 (環境家計簿・パワーポイント)、みのお
紙リサイクルネット、公共施設の廃食用油・生ごみ資源化の実績報告

部会 大規模小売店舗について (平成 17 年 12 月 19 日)
チェックシート作成の件

第 9 回 (平成 18 年 1 月 18 日)

審議「意見具申の骨子案について」

第 10 回 (平成 18 年 1 月 30 日)

施設見学「箕面マーケットパーク・ヴィソラのごみ減量について」
「箕面市環境クリーンセンターでのごみ処理について」

第 11 回 (平成 18 年 2 月 14 日)

審議「意見具申について」

部会 意見具申作成について (平成 18 年 3 月 15 日、4 月 5 日)

意見具申を市長に手交 (平成 18 年 4 月 21 日)

箕面市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(定員 1 5 名)

	氏 名	所属団体等	選出区分	任 期
会 長	和田 安彦	関西大学大学院工学研究科	学識経験者	H15.7.22. ~ H17.7.21.
会 長	森住 明弘	NPO 法人 大阪ごみを考える会、元大阪大学基礎工学部	学識経験者	H17.7.22. ~ H19.7.21.
会長代理	林 郁	財団法人関西消費者協会	学識経験者	H15.7.22. ~ H17.7.21.
会長代理	山川 肇	京都府立大学人間環境学部	学識経験者	H17.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	稲垣 千秋	箕面市商店会連合会	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	平井 甚一	箕面市小売市場連合会	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	神代 繁近	箕面商工会議所	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	宇田 實	船場繊維団地振興株式会社	事業者	H15.7.22. ~ H16.3.16.
委 員	工藤 寛士	船場繊維団地振興株式会社	事業者	H16.3.17. ~ H19.7.21.
委 員	川口 實	大阪北生活協同組合	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	伊達多津子	市民	市民	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	淵之上悦子	市民	市民	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	竹中 恵子	市民	市民	H15.7.22. ~ H17.7.21.
委 員	大島 巖	市民	市民	H17.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	行森 正美	市民	市民	H17.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	池田 正	箕面市子ども会育成協議会	市内団体代表者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	大槻 晴美	箕面市 P T A 連絡協議会	市内団体代表者	H15.7.22. ~ H16.7.11.
委 員	三島由美子	箕面市 P T A 連絡協議会	市内団体代表者	H16.7.12. ~ H17.7.21.
委 員	川上加津子	連合豊能地区協議会箕面連絡会	市内団体代表者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	中西 保	箕面市清掃協議会	一般廃棄物処理業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	田村 茂明	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会 池田支部	再生資源回収業者	H15.7.22. ~ H17.7.21.
委 員	笹島 正昭	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会 池田支部	再生資源回収業者	H17.7.22. ~ H19.7.21.